

ICT・サービス関連企業進出事業費等補助金交付要領

第1 趣旨

ICT・サービス関連企業進出事業費等補助金の交付については、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）並びにICT・サービス関連企業進出事業費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、本交付要領に定めるところによる。

第2 定義

- (1) 要綱第2(1)アに規定する「常勤の役員等」及び「常勤被雇用者」には、新たに県内に設置した事業所において常時勤務しない者を含む。
ただし、当該常時勤務しない者にあつては、補助事業に係る業務への従事割合が、要綱第2(2)に規定する「ICT・サービス関連企業」において従事する業務のうち、概ね2分の1以上を占めるものとする。
- (2) 要綱第2(3)に規定する「知事が別に定めるもの」とは、別表第1に掲げる産業をいう。
- (3) 要綱第2(6)エに規定する「ICTを活用した地域経済の活性化に資するものと知事が特に認める産業」の認定に当たっては、学識経験者その他当該資格又は技術に係る専門知識を有する者への意見聴取を行うものとする。
- (4) 要綱第2(7)ア(ウ)に規定する「知事が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の高度な知識及び技術を有するものと認定した者」の認定に当たっては、学識経験者その他当該資格又は技術に係る専門知識を有する者への意見聴取を行うものとする。
- (5) 要綱第2(7)イに規定する「ICTに関する高度な知識及び技術を活用した業務」とは、別表第2に掲げる業務であつて、要綱第1に掲げる趣旨の達成に寄与すると認められた業務をいう。
- (6) 要綱第2(7)ウに規定する「常勤の役員等」及び「常勤被雇用者」には、新たに県内に設置した事業所において常時勤務しない者を含み、同一企業であるか否かを問わず県内の他の事業所から転入する者を含まない。
ただし、当該常時勤務しない者にあつては、補助事業に係る業務への従事割合が、要綱第2(5)に規定する「ICT企業」において従事する業務のうち、概ね2分の1以上を占めるものとする。
- (7) 要綱第2(8)イ(ウ)に規定する「ICT技術者の交流の促進又はICT技術者以外の一般人のICTに対する理解の促進に資するものと知事が特に認めるもの」の認定に当たっては、学識経験者その他当該資格又は技術に係る専門知識を有する者への意見聴取を行うものとする。
- (8) (3)、(4)及び(7)の他、要綱第2に規定する事項の認定に当たっては、必要に応じて学識経験者その他当該業務に係る専門知識を有する者への意見聴取を行うものとする。

第3 補助の対象及び補助率（額）

- (1) 要綱別表第1及び別表第2に規定する「事業所の建物の賃借料」とは、駐車場及び既存設備等であつて建物と不可分なもの（サーバ用ラック、電気関係設備等）に係る賃借料を含むものとする。
ただし、共益費、管理費、敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く。
- (2) 要綱別表第1及び別表第2に規定する「インターネットの利用料」とは、インターネット接続費のほか、専用回線、プロバイダー、レンタルサーバ、ドメイン利用料など、通信回線を利用して事業を行う

ために必要な一連の経費を含むものとする。

- (3) 要綱別表第1及び別表第2に規定する「事業所の建物を賃借する場合における当該建物の改修に要する経費」とは、設備のうち建物と不可分なもの（サーバ用ラック、電気関係設備等）を含むものとする。
- (4) 要綱別表第2に規定する「高度ICT技術者の賃金又は報酬」とは、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当、賞与、役員報酬のうち給与相当額、法定福利費（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、労働保険等の事業者負担分）を含むものとする。
- (5) 要綱別表第2に規定する「ICT交流拠点に係る経費」とは、特に区分できる場合を除き、ICT交流拠点の割合（小数点第3以下切捨て。）に賃借料又は改修費を乗じて得た金額とし、以下の数式により求めるものとする。

$$\text{ICT交流拠点の床面積} / \text{ICT活用サービス業の用に供する事業所の床面積}$$
（特に区分できる場合を除き、当該事業所を賃借する場合にあっては賃貸借契約の対象となる専用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいう。）の床面積をいい、当該事業所を所有する場合にあっては、延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年11月政令第338号）第2条第4号に規定する延べ面積をいう。）をいう。）

- (6) 要綱別表第1及び別表第2に規定する経費について、補助対象経費を同じくする国、県及び市町並びにこれらに順ずる団体等の補助金等の交付が行われている、若しくは交付が見込まれる場合、各経費に要する金額を超える金額については、補助の対象としない。
- (7) 要綱別表第1及び別表第2に規定する経費について、賃貸人その他のこの補助金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）に対して建物を使用及び収益させる義務を負う者（以下「賃貸人等」という。）と、申請者との関係が次の各号のいずれかである場合には、当該建物に係る賃借料、通信回線使用料及び改修費は含めないこととする。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

ア 賃貸人等が、申請者の常勤の役員等又は申請者と同じ者を常勤の役員等とする法人であるもの

イ 賃貸人等が申請者の親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等（自然人を含む。）をいう。）又は子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）であるもの

ウ 賃貸人等が、申請者の常勤の役員等の配偶者若しくは三親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは三親等内の血族若しくは姻族を常勤の役員等とする法人であるもの

エ その他申請者との同一性が疑われるもの

- (8) 要綱別表第1に規定する経費について、補助期間は要綱第2(1)アに規定する事業を開始した日の属する月から起算して1年間とする。

ただし、改修費の補助期間については交付の決定を受けた日の属する月から、要綱第2(1)アに規定する事業を開始した日の属する月から起算して1年間を経過した月までとし、高度ICT人材確保事業からの変更承認を受けた場合は、補助期間は要綱第2(4)アに規定する事業を開始した日の属する月から起算して1年間とする。

- (9) 要綱別表第2に規定する経費について、補助期間は要綱第2(4)アに規定する事業を開始した日の属す

る月から起算して3年間とする。

ただし、改修費の補助期間については交付の決定を受けた日の属する月から、要綱第2(4)アに規定する事業を開始した日の属する月から起算して3年間を経過した月までとし、ICT・サービス関連企業進出事業からの変更承認を受けた場合は、補助期間は要綱第2(1)アに規定する事業を開始した日の属する月から起算して3年間とする。

- (10) 要綱第2(1)アに規定する事業を開始する日又は要綱第2(4)アに規定する事業を開始する日について、申請後に6月を超える遅延が生じる場合は、遅延理由書(様式は任意とする。)を提出するものとする。

なお、当該遅延が1年を超えることとなった場合には、知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第4 交付の申請

- (1) 要綱第4(1)エに規定する「その他知事が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類とする。
- ア 建物賃借計画書(様式第1)(事業所の建物の賃借料の補助を受けようとする場合に限る。)
 - イ 通信回線使用計画書(様式第2)(インターネットの利用料の補助を受けようとする場合に限る。)
 - ウ 高度ICT技術者配置計画書(様式第3)(高度ICT人材確保事業に限る。)
 - エ 建物改修計画書(様式第4)(事業所の建物の改修に要する経費の補助を受けようとする場合に限る。)
 - オ 誓約書(様式第6)
 - カ 事業所の建物の図面及び写真
- (2) 補助金の交付決定前に補助対象事業に着手する必要がある場合には、交付申請前に事前着手届(様式第7)を知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、前項の届出を受理した場合において、その内容を審査し、適正と認めたときは、申請者に通知するものとする。

第5 変更の承認申請

- (1) 要綱第5(1)アに規定する「ICT・サービス関連企業進出事業から高度ICT人材確保事業への変更又は高度ICT人材確保事業からICT・サービス関連企業進出事業への変更」の承認申請は1度限りとする。
- (2) 要綱第6エに規定する「その他知事が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類とする。
- ア 変更建物賃借計画書(様式第1)(事業所の建物の賃借料の補助を受けようとする場合に限る。)
 - イ 変更通信回線使用計画書(様式第2)(インターネットの利用料の補助を受けようとする場合に限る。)
 - ウ 変更高度ICT技術者配置計画書(様式第3)(高度ICT人材確保事業に限る。)
 - エ 変更建物改修計画書(様式第4)(事業所の建物の改修に要する経費の補助を受けようとする場合に限る。)

第6 実績報告

要綱第7(1)エに規定する「その他知事が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類とする。

- ア 建物賃借実績書(様式第1)(事業所の建物の賃借料の補助を受けようとする場合に限る。)
- イ 通信回線使用実績書(様式第2)(インターネットの利用料の補助を受けようとする場合に限る。)

- ウ 高度 I C T 技術者配置実績書（様式第 3）（高度 I C T 人材確保事業に限る。）
- エ 建物改修実績書（様式第 4）（事業所の建物の改修に要する経費の補助を受けようとする場合に限る。）
- オ 業務実績報告書（様式第 5）（常勤の役員等、常勤被雇用者又は高度 I C T 技術者が、兼務等のため、新たに県内に設置した事業所において常時勤務しない場合に限る。）

附 則

この要領は、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則

（施行日）

この改正は、令和 5 年 10 月 31 日から適用する。

附 則

（施行日）

この改正は、令和 6 年 3 月 25 日から適用する。

別表第 1

大分類	中分類	細分類
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	管理、補助的経済活動を行う事業所 理学研究所 工学研究所 農学研究所 医学・薬学研究所 人文・社会科学研究所
	専門サービス業 (他に分類されないもの)	著述家業 芸術家業 興信所
	技術サービス業 (他に分類されないもの)	獣医業

別表第2

高度ICT技術者の区分	従事が求められる業務
情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第9条第1項に規定する支援士試験（以下「支援士試験」という。）の合格者	情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験試験要綱（平成20年10月27日付け独立行政法人情報処理推進機構発行）（以下「試験要綱」という。）に規定する支援士試験に係る業務
情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第3条第2項第3号に定める高度試験（以下「高度試験」という。）の合格者	試験要綱に規定する高度試験に係る業務
その他、支援士試験及び高度試験の合格者と同等以上の知識及び技術を有する技術者	ICTを活用した地域経済の活性化に資するものと知事が特に認めた業務

様式第 1 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

建物賃借計画書 (変更建物賃借計画書、建物賃借実績書)

1 賃貸借契約の内容等

所有者	
事業所面積	m ² ※建物の延べ床面積を記載すること。
ICT交流拠点	※ある場合のみ記入
所在地	
区分	事業所内に所在 ・ 事業所外に所在 ※いずれかを○で囲むこと。
ICT交流拠点に係る面積	m ² ※建物の延べ床面積を記載すること。
契約相手方	氏名・名称 住所 連絡先 (電話番号など)
管理者名	氏名・名称 住所 連絡先 (電話番号など)
賃借料に含まれる 建物以外の附帯施設	
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
利用開始年月日	年 月 日
賃借料	円 ※月単位 (月単位以外の場合は契約した期間単位) で記載すること。
うち ICT交流拠点 に係る賃借料	円
ICT交流拠点に係 る賃借料の算定根拠	

(注) 契約書等の根拠書類を添付すること。

2 事業所の賃借料に係る補助金

補助対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助金交付申請額 (月額)	円

うちICT交流拠点 に係る補助金交付申 請額（月額）	円
補助金交付申請額 （年度額計）	円

(注) 日割り等による按分が必要な場合は、別途計算書類を添付すること。

様式第 2 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

通信回線使用計画書 (変更通信回線使用計画書、通信回線使用実績書)

契約内容	
使用場所	
使用目的	
契約相手	名称 住所 連絡先 (電話番号など)
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用開始年月日	年 月 日
使用料	円 ※月単位 (月単位以外の場合は契約した期間単位) で記載すること。
補助対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助金交付申請額 (月額)	円
補助金交付申請額 (年度額計)	円

(注) 契約書等の根拠書類を添付すること。

様式第3 (用紙 日本産業規格A4縦型)

高度ICT技術者配置計画書 (変更高度ICT技術者配置計画書、高度ICT技術者配置実績書)

氏名	
住所	
配置年月日	年 月 日
役職	
配置期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
賃金又は報酬の 年額	円
補助金交付申請額 (年度額計)	円

(注)

- 1 賃金又は報酬の年額欄は、公租公課等を控除する前の金額を記入すること。
- 2 健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面、住民税特別徴収税額を通知する書面等の根拠書面を添付すること。
- 3 複数人の配置を行っている場合は、人ごとに別葉とすること。

様式第 4 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

建物改修計画書 (変更建物改修計画書、建物改修実績書)

1 改修工事の内容等

対象建物の所有者	
所在地	
事業所面積	m ² ※建物の延べ床面積を記載すること。
ICT交流拠点	※ある場合のみ記入
所在地	
区分	事業所内に所在 ・ 事業所外に所在 ※いずれかを○で囲むこと。
ICT交流拠点に係る面積	m ² ※建物の延べ床面積を記載すること。
用途	
利用対象者	
建築年月日	年 月 日
改修箇所	
改修の必要性	
工事着手年月日	年 月 日
完成 (予定) 年月日	年 月 日
改修費	
うち ICT 交流拠点に係る改修費	円
ICT 交流拠点に係る改修費の算定根拠	

(注) 契約書等の根拠書面を添付すること。

2 改修工事の契約内容等

補助対象経費	円
補助金交付申請額	円
契約相手方	名称 住所 連絡先 (電話番号など)

3 工事費内訳表

名称	金額	備考
	円	
	円	
	円	

改修費合計 円

様式第5（用紙 日本産業規格A4縦型）

業務実績報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏

名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた 事業
の実施に当たっては、ICT・サービス関連企業進出事業費等補助金交付要領第2(1)又は(6)ただし書に規
定する従事割合を遵守し、適切に補助事業を行ったので報告します。

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第 6 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

誓約書

I C T ・ サービス関連企業進出事業費等補助金の申請にあたり、以下の事項を含め、交付要綱及び交付要領に従っていることを誓約します。

この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 申請者は、要綱第 5 に示す交付の条件を遵守すること
- 2 申請者は、申請に係る経費に関し、要領第 3 (7) に示す自己取引、親子会社間取引等、同一性が疑われる取引を行っていないこと
- 3 記載事項、提出書類等の内容が虚偽でないこと
- 4 申請者は、県が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

様式第7（用紙 日本産業規格A4縦型）

事前着手届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

事業について、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に
着手したいので届け出ます。

記

1 事前着手の理由

2 事前着手予定日

年 月 日

別記条件

- 1 事前着手承認後に必ず交付申請書を提出すること。
- 2 本事業については、事前着手承認日から補助金の交付決定を受けるまでの間において、計画内容の変更を行わないこと。
- 3 事前着手の承認をもって、補助金の交付を確約するものではないこと。